

令和7年度 大阪市立淀川中学校 学校安心ルール

〈基本的な考え方〉

○学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです

○子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことからを心がけることを伝え、一人一人がルールを守ることの大切さや相手のことを考えることのできる、「より良い学校」を目指します

○第1～第3段階については、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動に対する指針」の段階によるものです

	学習の時に	他の生徒に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校がおこなう対応
基本的な約束事	・ルールを守る ・嘘をつかない ・人を大切にする ・授業を大切にする				
第1段階	・授業時間に遅れる ・学習道具(提出物含む)の不備を繰り返す	・からかう、ひやかす ・無視する ・物を勝手に使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・学校のルールを守らない ・不要物品の所持・使用	・その場で注意 ・場合により家庭連絡 ・個別指導 ・自己をふり返る活動
第2段階	・授業の邪魔をする ・授業に関係ない話をする ・自分の席に定着しない ・テストの邪魔やカンニングをする	・仲間はずれにする ・悪口やかけ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校のものを壊す ・深夜徘徊等を繰り返す ・校則を著しく逸脱する	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教員で個別指導 ・数日間の自己をふり返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害する ・テストの邪魔やカンニングを繰り返す	・嫌がることを無理にさせる ・暴力をふるう ・物を故意に壊したり捨てたりする	・指導に対し、激しく反抗する ・押す、つかむ、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・万引き、バイクの無免許運転、飲酒、喫煙・痴漢など、法律に違反するような行為	・家庭連絡 ・一定期間の別室指導 ・関係諸機関(警察・少年サポートセンター・こども相談センター)と連携し、学校内で指導
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為等(窃盗・恐喝・傷害行為など)については、学校は教育委員会指導主事と連携し、対応について協議する。				

学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。(SNSにかかる事案に関しても同様です。)